

添付書類一覧

- ・申請書に以下の必要書類を添付して提出してください。
- ・不備、不足がある場合、受付できません。また、受付期間外の申請は無効となります。

(1) 除却家屋の所有者であることを証する書類	○固定資産課税台帳記載事項証明書	
	※申請者と所有者が同一でない場合 「室戸市老朽住宅除却事業の手続きに係る申述書」と戸籍謄本などを併せて提出すること	
(2) 除却工事費用見積書	○見積書	
	※施工予定業者からの見積書 ※見積りの記載内容については、別紙「御見積書(案)」を参照	
	○図面	
	※申請家屋の取壊し面積のわかるもの ※申請家屋の除却面積は、図面記載の面積とする。 ただし、固定資産課税台帳記載事項証明書に記載されている『現況面積』と差異がある場合は、市職員が現地調査を実施します。 その場合、補助申請額が変更になる場合があります。	
	○施工業者は、建設業者若しくは解体工事業者に限る	
	※建設業者とは	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る
	※解体工事業者とは	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る
(3) 位置図	○取壊そうとする家屋の場所がわかる地図	
	※インターネット上の地図でも構いません。 ※取壊す家屋の場所が分かるようにしてください。	
(4) 除却前の写真	○家屋の全景及び前後左右、老朽具合がわかるもの	
	※外観目視による老朽度判定となるため、基礎・屋根・壁など老朽具合がわかる写真を提出すること(複数枚) ※雨漏りなどが確認できる写真があれば提出してください。	
(5) 納税証明書(滞納がない証明) ※申込開始日以降の証明書に限る	市税	○「滞納のない証明書」を提出 ※申請者が、市内市外在住を問わず提出。
	県税	○「滞納のない証明書」を提出 ※県税事務所で取得すること ※申請者が、県外在住等により高知県税の納税義務がない場合「申立書」を提出。
※交付申請額の算出について	○算出方法について	
	※除却工事に要する補助対象経費の80% 又は、国が示す「標準除却費」×床面積×80%のどちらか少ない金額。 ※ただし、補助上限額は「164万5千円」。	
<p>※各証明書の取得及びお問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「固定資産課税台帳記載事項証明書」 : 税務課資産税班 (0887-22-5130) ○「滞納のない証明書」(市税) : 税務課債権管理班 (0887-22-5153) ○「戸籍謄本など」 : 市民課市民班 (0887-22-5125) ○「滞納のない証明書」(県税) : 申請者の住所地を所管する県税事務所 		